

東京都市計画高度利用地区の変更
(江東区決定)

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

地区名	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の最低限度	備考
江東区 大島五丁目 地区	A 約 ha 0.2	以下 $\frac{60}{10}$	以下 $\frac{7}{10}$	以上 $\frac{20}{10}$	以上 200 m ²	壁面線 北・東・西側 2m (地下鉄出入口は、除く)
	B 約 ha 0.2	$\frac{40}{10}$	$\frac{7}{10}$	$\frac{20}{10}$	200 m ²	壁面線 南・東・西側 2m
計	0.4					

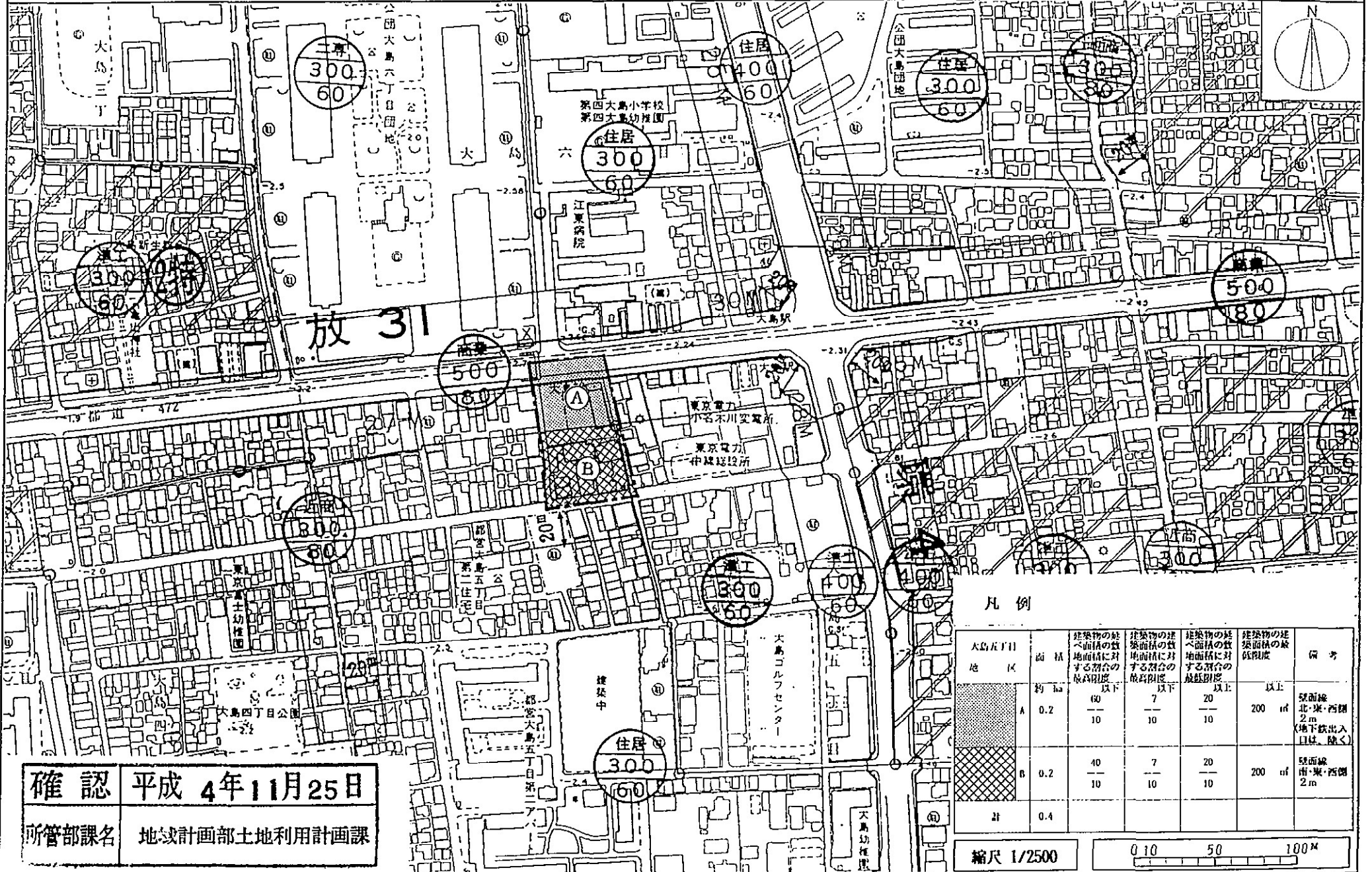
「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」

【理由】

大島五丁目地区第一種市街地再開発事業の決定に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため高度利用地区を変更(追加)する

変更概要

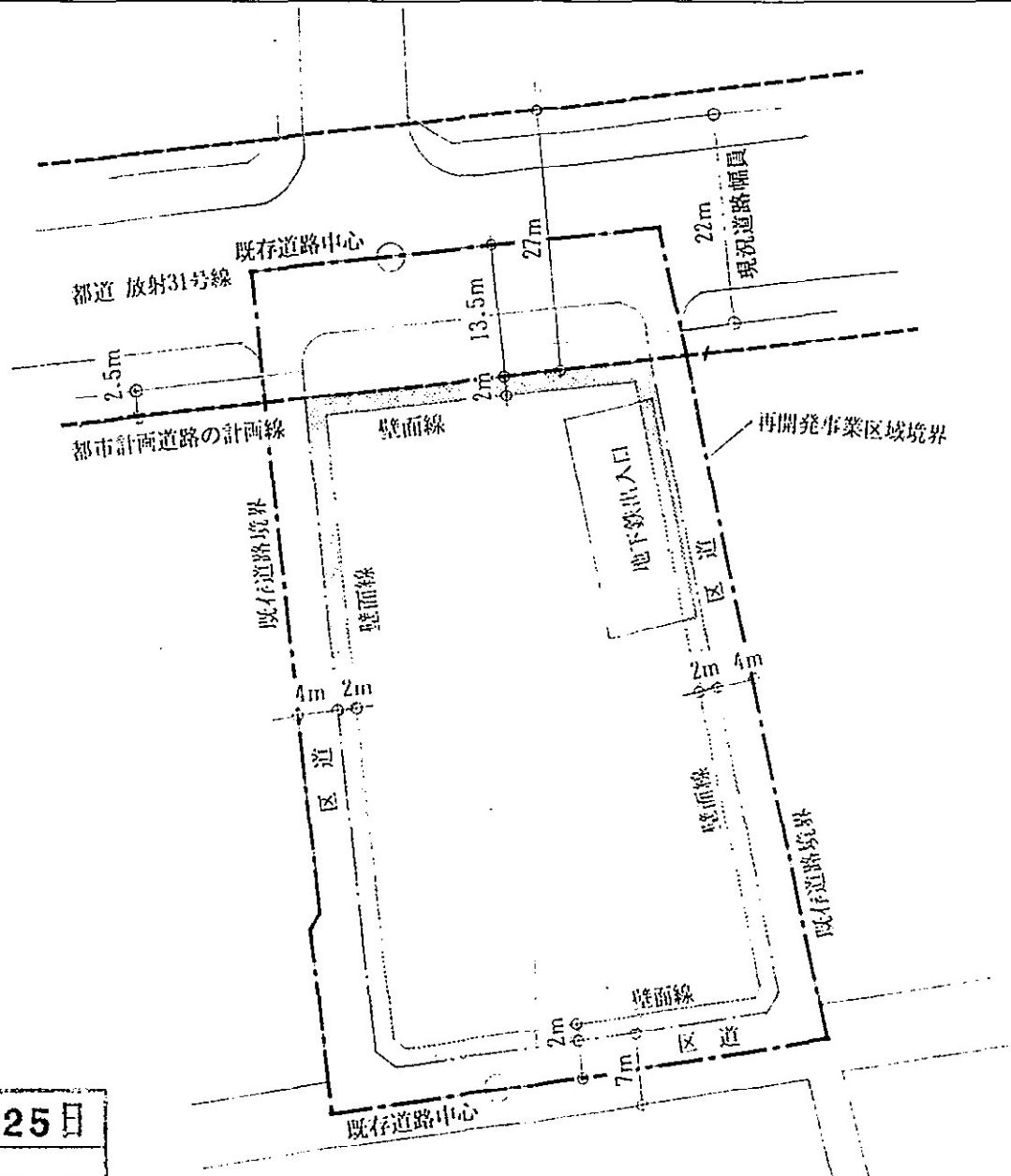
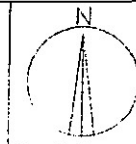
変更箇所	今回追加面積 約 ha	変更前面積 約 ha	変更後面積 約 ha	備考
江東区大島五丁目地区	0.4	42.9	43.3	既決定 亀戸・大島地区 住吉・毛利地区



大島五丁目 地区	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 以下	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 以下	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 以上	建築物の延べ面積の最高限度 以上	備考
A	約 ha 0.2	60 10	7 10	20 10	200 m ²	延面積 北・東・西側 2m (地下鉄出入口は、除く)
B	0.2	40 10	7 10	20 10	200 m ²	延面積 南・東・西側 2m
計	0.4					

確認 平成 4年11月25日
 所管部課名 地域計画部土地利用計画課

縮尺 1/2500
 0 10 50 100M



確認	平成4年11月25日
所管部課名	地域計画部土地利用計画課

凡 例	
	都市計画道路
	壁面の後退範囲
	高度利用地区
	変更(追加)区域

縮尺 1/600

